



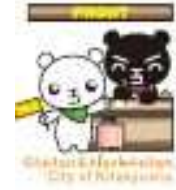
## 北九州市宿泊税 Q & A 目次(R7.4.1)

### ◆ 1 宿泊税の導入について

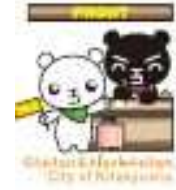
- 1 宿泊税とはどのような税金ですか。
- 2 なぜ宿泊税をはじめるのでしょうか。
- 3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
- 4 宿泊の定義を教えてください。
- 5 宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。
- 6 条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。
- 7 宿泊税の税額はいくらですか。
- 8 税率が変更されることはないのですか。
- 9 市宿泊税条例附則第 10 条の見直し規定があるようですが、それまでは課税対象の見直し等を行われないのでしょうか。
- 10 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではありませんか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。

### ◆ 2 課税対象について

- 1 添寝の幼児や子どもも宿泊税の課税対象ですか。
- 2 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。
- 3 個人で民泊を営んでいる者ですが、民泊では宿泊される方も課税対象ですか。
- 4 民泊収入は確定申告（個人）の折、計上していますが、宿泊税も特別徴収義務者が負担しなければならないのですか。
- 5 長期滞在の場合でも課税対象ですか。
- 6 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのですか。
- 7 ハウスユースは課税対象ですか。
- 8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。  
一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。
- 9 ラブホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのですか。
- 10 ラブホテルを営んでいます。  
部屋ごとに料金をとっていますが、この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいのですか。



- 11 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。
- 12 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。
- 13 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。  
また、料金は、1棟（区画）を単位として認定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課せられますか。
- 14 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。  
乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
- 15 カプセルホテルも対象ですか。
- 16 宿泊料金には食事の料金も含まれるのですか。
- 17 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。
- 18 入湯税とは別に徴収するということですか。
- 19 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。
- 20 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。
- 21 市外から宿泊される方々は、ビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合があります。  
その点についてはどのようにお考えですか。
- 22 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。
- 23 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。
- 24 日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりますか。たとえば午前1時（チェックイン）から午前8時（チェックアウト）までの利用は、宿泊税は課税されませんか。
- 25 令和2年3月31日宿泊分は宿泊税がかかりますか。
- 26 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。
- 27 キャンセル料の取扱いを教えてください。
- 28 1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。
- 29 レイトチェックインの場合（事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合）は課税対象となりますか。
- 30 外国大使の宿泊は宿泊税の課税の対象となりますか。
- 31 14時から17時の3時間といった、当日のみの利用の場合（小休憩）及び23時から25時といった、日をまたぐ利用の場合の取扱いについて教えてください。
- 32 子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。
- 33 外国人団体観光客（インバウンド）に対しても宿泊税は課税されますか。



### ◆ 3 旅行業関係者の方向け

- 1 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

### ◆ 4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）

- 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
- 2 いわゆる違法民泊についても課税するのですか。
- 3 特別徴収義務者として行わなければならないことはどのようなものがありますか。
- 4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
- 5 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。
- 6 納入申告書は毎月送られてくるのでしょうか。
- 7 経営申告書に関することを教えてください。
  - (1) 経営申告書はどこに提出すればよいのでしょうか。
  - (2) 経営申告書の提出書類の、「旅館業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」、「宿泊に係る契約書面」は、住宅宿泊事業ではどの書類にあたりますか。
  - (3) 経営申告書はいつから入手できますか。
- 8 納入申告書について教えてください。(R7.4.1 修正)
  - (1) 毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。
  - (2) 納入申告書と納入書が1年分送られてくるということですが、住所の変更の場合は、変更届の内容のものを新たに送ってもらえるのですか。
  - (3) 納入申告に押印する印は代表者印以外でも可能ですか。
  - (4) 納入申告書等の郵便代は宿泊事業者で負担するのですか。
- 9 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。
- 10 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。
- 11 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は事業者が負担するのでしょうか。
- 12 宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、県税分はどのように納めたらよろしいですか。
- 13 電子申告・電子納税は可能ですか。(R7.4.1 修正)
- 14 納税者（宿泊者）の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。
- 15 納税者や特別徴収義務者が支払わないとどうなりますか。
  - (1) 罰則はありますか。
    - ア 帳簿等の保存義務に関する罰則について



- イ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の罰則について
- (2) 特別徴収義務者には罰則があるようですが、宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。
- 16 徴収方法について教えてください。
- (1) 宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか。  
宿泊料金をインターネットによるクレジット決済できるようにしていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。
- (2) 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
- (3) 宿泊者（招待客）と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊者から直接徴収するのですか。予約者から徴収し、課税対象者は宿泊者ということですか。
- 17 領収書について教えてください。
- (1) 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。  
また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。  
指定の様式や、北九州市において領収書様式の販売予定はありますか。
- (2) 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。
- 18 宿泊税を徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する宿泊税報償金はありますか。
- 19 宿泊税報償金の受取方法はどのようになりますか。(R7. 4. 1 修正)
- 20 宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。(R3. 5. 31 追加)
- 21 会計システム上、1人で利用しても、領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。
- 22 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。  
事業者が説明するときに使えるような広報物がありますか。
- 23 リーフレット等の広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。
- 24 ポスターやリーフレット等の配布時期はいつ頃になるのでしょうか。
- 25 宿泊事業者への具体的な事務等についての説明はいつ頃行われるのですか。
- 26 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。
- 27 月計表について教えてください。
- (1) 毎月宿泊した人数を月計表に記載して提出することになりますが、それはどのようにして確認するのですか。また、小さい宿泊事業者ですと、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。
- (2) 月計表の課税対象外の記載方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方や日帰りの方は記載する必要があるのでしょうか。
- 28 申告納入が始まるまでのスケジュールを教えてください。
- 29 (申告納入期限の特例について) 申告納入は毎月行わなければなりませんか。(R2. 10. 1



修正)

- 30 令和2年4月1日時点で、経営開始から1年が経過していません。この場合、申告納入期限の特例の適用は、まだ受けることはできないのですか。
- 31 納入について、毎月金融機関に出向いて納付書により納入する手間が、事務負担増加になると思いますが、何か簡易な納入ルールはないのですか。
- 32 宿泊者が旅行者を通じて宿泊費を払った場合、旅行者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。
- 33 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。
- 34 宿泊税の課税を行う上で、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえますか。
- 35 ホームページなどで告知したいのですが、市が準備しているデータや素材はどこに掲載されていますか。
- 36 周知展開において交通広告等の掲載期間を教えてください。
- 37 県外への宿泊税導入の告知はどの程度実施するのですか。
- 38 事務の簡素化マニュアルを作成いただけませんか。
- 39 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。

## ◆ 5 その他（資料等）

- 1 北九州市内の保健所一覧（旅館業法所管部署）【2-22、4-2関係】
- 2 宿泊税を納める金融機関等【4-8、4-10、4-11関係】(R7.4.1修正)
- 3 関係条文【4-15関係】

## 1 宿泊税の導入について

Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか。

A 1 宿泊税は、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。

※ 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県又は市町村が課することができる税です。（地方税法第4条、第5条、第731条）

Q 2 なぜ宿泊税をはじめめるのでしょうか。

A 2 北九州市内の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため、市独自の安定的な財源として導入するものです。

市では、この財源を活用して、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、市域における観光振興事業を実施していきたいと考えています。

Q 3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

A 3 北九州市では、観光産業は、本市の成長を支える極めて重要な産業であると考えており、これまで様々な観光振興施策に取り組んできましたが、さらに多くの観光客を呼び込むには、受入環境の整備など課題も多く、観光振興施策に係る財源の必要性が高くなっています。

こうした中、福岡県においては、平成30年7月に宿泊税を含む新たな観光振興財源の必要性について検討する検討会を立ち上げ、また、福岡市においても同年10月に同様の検討会を立ち上げ、それぞれ宿泊税の導入に向けた検討が開始されました。

そこで、北九州市においても福岡県と福岡市の動向を注意深く見守りつつ、北九州市における宿泊税導入の可能性も視野に入れながら、情報収集と準備・検討を進めていたところ、令和元年5月24日に福岡県と福岡市が宿泊税の導入に関して合意しました。

また、同年6月26日に北九州市議会において「本市での宿泊税導入に関する決議」が可決されたことから、北九州市独自の宿泊税の導入について本格的に検討を開始するため、同年6月28日に外部有識者による「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」を設置しました。当該会議において、4回の会議と宿泊事業者・旅行会社や宿泊者へのアンケート調査の実施や、市民に広く意見募集も行い、幅広く慎重な議論を進めた結果、新たな観光資源に適切に対応していくため、宿泊税を導入することが適当であるとされた報告書の提出を受けました。

その後、福岡県と協議を行い、宿泊税の税額や徴収事務の一本化等について、同年8月16日に合意し、北九州市内における課税額を1人1泊200円とし、うち福岡県が50円、北九州市が150円となりました。それに基づき、同年9月議会に「北九州市宿泊税条例案」を上程し、同年9月13日に同条例が可決・成立したものです。

Q4 宿泊の定義を教えてください。

A4 宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- (1) その利用行為が契約上宿泊として取り扱うもの
- (2) 特区民泊事業により、賃貸借契約に基づき滞在に必要な役務を提供する施設の利用であるもの
- (3) (1)以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q5 宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。

A5 宿泊税条例の施行時期については、令和元年11月15日に法定外目的税についての総務大臣の同意を得て、同年11月19日に北九州市宿泊税条例の施行期日を定める規則が施行され、令和2年4月1日からとなります。

Q6 条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。

A6 条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日（令和2年4月1日）以降であれば、宿泊税が課税されます。

Q7 宿泊税の税額はいくらですか。

A7 市内の宿泊施設に宿泊した際、県税と市税を合わせた1人1泊につき200円が課税されます。

ただし、北九州市外の福岡県内や福岡市内の宿泊施設は、以下の税額となります。

〈北九州市外の福岡県宿泊税の税率〉

宿泊者一人一泊あたり200円です。

福岡県単独で課税 (北九州市、福岡市域外)	税率
	200円

〈福岡市内の特例〉

宿泊料金	参考（内訳）		福岡市内税率
	福岡県税率	福岡市税率	
2万円未満	50円	150円	200円
2万円以上	50円	450円	

Q 8 税率が変更されることはないのですか。

A 8 税率は市宿泊税条例において規定されております。

なお、本条例では、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

また、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うこととしています。

Q 9 市宿泊税条例附則第10条に条例の見直し規定があるようですが、それまでは課税対象の見直し等は行われないのでしょうか。

A 9 課税対象の見直しの時期については、市宿泊税条例附則第10条において、「市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。」としています。

Q 10 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。

A 10 宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、一律の税率で課税し公平性の確保をすることとしております。

また、特別徴収義務者となる宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいことから、税率区分を設けておりません。

免税点についても、宿泊者が受ける行政サービスの受益の程度は同等であることから、広く課税することで公平性を確保しております。宿泊者の方は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられますので、免税点を設けておりません。



## 2 課税対象について

Q 1 添寝の幼児や子どもも宿泊税の課税対象ですか。

A 1 宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。

ただし、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

Q 2 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。

A 2 北九州市では修学旅行生等の課税免除を設けておりませんので、課税対象となります。

Q 3 個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。

A 3 宿泊税は、旅館業法に係る施設、国家戦略特別区域法に基づく施設又は住宅宿泊事業に係る施設において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。

Q 4 民泊収入は確定申告（個人）の折、計上していますが、宿泊税も特別徴収義務者が負担しなければならないのですか。

A 4 宿泊税の納税義務者は、宿泊者となります。

特別徴収義務者の皆様は、納税義務者である宿泊者から宿泊税を徴収し、市に納めていただくこととなります。

Q 5 長期滞在の場合でも課税対象ですか。

A 5 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊数に応じて宿泊税が課税されます

Q 6 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのですか。

A 6 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊客に広くご負担をお願いしていません。

Q7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。

A7 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。

A8 研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

Q9 ラブホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのですか。

A9 いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。

Q10 ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金をとっていますが、この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。

A10 1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

ア 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

イ 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q11 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。

A11 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。

ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q12 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。

A12 ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。

宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広く御負担をお願いしています。

また、宿泊者により、宿泊料金が全額免除されている場合は、課税されません。

Q13 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられているが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。

また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課されますか。

A13 旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は旅館業法に該当するため、宿泊税が課税されます。

なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うこととなります。

Q14 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。

乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A14 1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、幼児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

Q15 カプセルホテルも対象ですか。

A15 旅館業法には簡易宿所も含まれていますので、旅館業法に該当する宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q16 宿泊料金には食事の料金も含まれるのですか。

A16 宿泊税における宿泊料金は、食事代や消費税等を除いた、サービス料等を含む額となります。

Q17 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。

A17 宿泊者（納税義務者）の天災による宿泊については、宿泊税条例により宿泊税を免除又は減ずることとしておりますが、その取扱いについては、災害の発生ごとに通知することを予定しています。

なお、基本的には宿泊者に宿泊料金、寝具の追加料金等を徴していない場合は、課税されませんので申し添えます。

Q18 入湯税とは別に徴収するということですか。

A18 入湯税とは別に徴収していただきます。

Q19 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。

A19 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊につき200円の宿泊税が宿泊数に応じて課税されます。

Q20 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

A20 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

（例）1人3泊した場合 1人×200円×3泊＝600円

Q21 市外から宿泊される方々は、ビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合があります。

その点についてはどのようにお考えですか。

A21 観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐にわたっていることから、それから受けるサービスは様々です。

市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしています。

Q22 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。

A22 いわゆるウィークリーマンションなど短期賃貸住宅につきましては、旅館業法の許可を必要とする施設と判断されることがあり、宿泊税の課税対象となる場合があります。

なお、旅館業法上の営業施設であるか否かにつきましては、衛生上の維持管理責任の所在等を踏まえて総合的に判断いたしますので、ご不明な場合は旅館業を所管しております市保健所にご確認ください。（「5 その他」をご参照ください。）

Q23 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。

A23 無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しませんので、課税対象ではありません。

Q24 日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。

たとえば午前1時（チェックイン）から午前8時（チェックアウト）までの利用は、宿泊税は課税されませんか。

A24 その利用行為が契約上宿泊としての取扱いでない場合は、午前1時から午前8時までの利用については、課税対象となる「宿泊」とはなりません。

Q25 令和2年3月31日宿泊分は宿泊税がかかりますか。

A25 宿泊税は、令和2年4月1日以降の宿泊に課税されますので、令和2年4月1日以降の宿泊分から宿泊税の課税対象となります。

Q26 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。

A26 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払がある場合で、直後に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Q27 キャンセル料の取扱いを教えてください。

A27 キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。

Q28 1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。

A28 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。

Q29 レイトチェックインの場合（事前に宿泊契約をした上で午前0時を超えてからチェックインした場合）は課税対象となりますか。

A29 レイトチェックインにより宿泊契約をしている宿泊者が午前0時を超えてからチェックインを行い、実際の利用が日をまたがない場合でも、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、宿泊税の課税対象となります。

Q30 外国大使の宿泊は宿泊税の課税の対象となりますか。

A30 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課税対象としないこととしております。なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

Q31 14時から17時の3時間といった、当日のみの利用の場合（小休憩）及び23時から25時といった、日をまたぐ利用の場合の取扱いについて教えてください。

A31 当日のみの利用（いわゆるデイクース）の場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

また、日をまたぐ利用については、その利用が宿泊契約でない場合であっても、日をまたぐ6時間以上の利用であれば、宿泊とみなし、課税対象となります。

Q32 子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。

A32 宿泊料金に含まれるものの例として、「清掃代、寝具使用料、入浴代など」としており、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費など」としております。そのため、当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の使用の対価としての負担いただくものであれば、宿泊税を徴収していただくこととなります。

Q33 外国人団体観光客（インバウンド）に対しても宿泊税は課税されますか。

A33 宿泊税は、原則、国籍にかかわらず宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。そのため、外国人団体観光客などのインバウンドに対しても、宿泊料を徴収する形での宿泊客となれば課税対象となります。

### 3 旅行業関係者の方向け

Q 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A 1 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくこととなります。

※ 旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。

## 4 宿泊施設を営んでいる方（特別徴収義務者）向け

Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

A 1 旅館業、特区民泊又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業の許可、特区民泊の認定を受けた方、住宅宿泊事業の届出をした方）です。

ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、北九州市の宿泊税担当窓口にご相談ください。

Q 2 いわゆる違法民泊についても課税するのですか。

A 2 他の施設との公平性の観点から、違法民泊についても課税します。

旅館業法に基づき、福岡県と市保健所が立入検査などの指導を行います。

北九州市においても、市保健所と連携し、地方税法上の質問検査権の行使等により、関係行政機関と連携しながら課税対象施設の捕捉に努めて行くことになると考えています。

このため、違法民泊が疑われる事案を探知された場合は、管轄の保健所までご連絡をお願いします。

また、「5 その他」において、管轄の保健所一覧を掲載しておりますので、ご利用ください。

Q 3 特別徴収義務者として行わなければならないことにはどのようなものがありますか。

A 3 宿泊客から宿泊税を徴収し北九州市に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

Q 4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 4 宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業の許可、特区民泊の認定又は住宅宿泊事業の届出の手続きを終える（※）。
2. 経営申告書を経営開始の5日前までに北九州市に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について毎月納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

※ 旅館業の許可等と並行して経営申告書の提出を行う場合には提出書類が異なりますので、北九州市の担当窓口にお問い合わせください。

（担当課：北九州市財政・変革局税務部課税第一課（宿泊税担当）までご連絡ください）



Q 5 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。

A 5 北九州市のホームページからも各種様式をダウンロードできます。  
アドレスは次のとおりです。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08801090.html>

※「北九州市 宿泊税 様式」でも検索できます。

Q 6 納入申告書は毎月送られてくるのでしょうか。

A 6 納入申告書の様式につきましては、毎年3月頃に翌年度分の申告書をまとめてお送りします。

Q 7 経営申告書に関することを教えてください。

Q 7- (1) 経営申告書はどこに提出すればよいのでしょうか。

A 7- (1) 北九州市財政・変革局税務部課税第一課に提出してください。

\*\*\*\*\*

Q 7- (2) 経営申告書の提出書類の、「旅館業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」、「宿泊に係る契約書面」は、住宅宿泊事業ではどの書類にあたりますか。

A 7- (2) 「住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」につきましては、住宅宿泊事業の届出を県が受理した後に、県から「届出番号」の通知がありますのでその写しの提出をお願いいたします。

「宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）」につきましては、利用申込時に作成する契約書に該当するものや、利用料金等が確認できる書面の提出をお願いいたします。

例 ホームページに掲載している料金表、ハウスルール等

\*\*\*\*\*

Q 7- (3) 経営申告書はいつから入手できますか。

A 7- (3) 経営申告書の様式については、北九州市のホームページからダウンロードすることができます。【4-Q5参照】

Q 8 納入申告書について教えてください。(R7.4.1 修正)

Q 8 - (1) 毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。

A 8 - (1) 北九州市財政・変革局税務部課税第一課が宿泊税の担当窓口となります。  
特別徴収義務者の方は、毎月月末までに、前月分の宿泊税額について納入申告書を提出し、納入してください(※月末が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。)

納入申告書の提出は、課税第一課に行ってください(郵送による場合も、同課にお送りください)。

また、徴収した宿泊税は、納入書により納入期限までにお近くの金融機関等で納入してください。【納入場所は5-2参照】

納入申告書及び納入書については、毎年3月頃に翌年度分をまとめて北九州市からお送りします。

【参考】 なお、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であることなど、所要の要件を満たす場合は、3箇月ごとに申告納入することができるという申告納入期限の特例制度を設けております。

詳しくは、北九州市窓口までご相談ください。

\*\*\*\*\*

Q 8 - (2) 納入申告書と納入書が1年分送られてくるということですが、住所変更の場合は、変更届の内容のものを新たに送ってもらえるのですか。

A 8 - (2) 住所変更の場合は、既に送付しております納入申告書や納入書をそのまま御利用ください。(住所変更の場合に限ります。それ以外については北九州市の窓口まで御相談ください。

納入申告書の様式については、北九州市のホームページからダウンロードすることもできます。【4-Q5参照】

\*\*\*\*\*

Q 8 - (3) 納入申告書に押印する印は代表者印以外でも可能ですか。

A 8 - (3) 北九州市では、令和3年4月1日より宿泊税に関する経営申告書や宿泊税納入申告書等の各様式の押印欄を廃止(押印は不要)しております。

押印を廃止する申請書(主なもの)は下記のとおりです。

- ・「経営申告書」
- ・「実質的経営者である旨の申立書」
- ・「申告事項変更申告書」
- ・「経営休止・再開・廃止届出書」
- ・「宿泊税納入申告書」
- ・「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例適用者承認申請書」

\*\*\*\*\*

Q 8 - (4) 経営申告書等の郵送代は宿泊事業者で負担するのですか。

A 8 - (4) 郵送代はご負担をお願いします。

郵送代のご負担がない電子申告も可能です。【4-Q13 参照】

Q 9 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。

A 9 宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく宿泊税はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

なお、申告すべき税額が0円の場合、納入書は不要ですので、金融機関等（「5-2」参照）に持っていく必要はありません。

Q10 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。（R7.4.1 修正）

A10 宿泊税は、口座振替による納入はできません。

納入については、市から送付します納入書により、お近くの金融機関等で納入していただくか、eLTAXの電子申告を通じた電子納入をお願いします。【5-2 参照】

Q11 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は事業者が負担するのでしょうか。

A11 市が送付した納入書を利用して、納入書の裏面に記載してあります金融機関の窓口（「5-2」参照）で宿泊税を納入する際には、振込手数料はかかりません。

Q12 宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、県税分はどのように納めたらよろしいですか。

A12 北九州市内の宿泊施設については、法令の規定にもとづき、北九州市が一括して課税と徴収を行いますので、北九州市の事務手続きにより、宿泊税をお納めいただきますようお願いいたします。

Q13 電子申告・電子納税は可能ですか。(R7.4.1 修正)

A13 北九州市電子申請サービスまたは、地方税ポータルシステム(eLTAX)により電子申告が可能です。

(1) 「北九州市電子申請サービス」

利用可能手続き：電子申告(電子納付には対応していません。)

電子申告を利用する場合は、初回のみ事前にアカウント登録が必要となります。

詳細につきましては、「北九州市宿泊税電子申告の手引(納入申告書用)」をご参照ください。

アドレスは次のとおりです。※「北九州市 宿泊税 様式」でも検索できます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08801090.html>

(2) 地方税ポータルシステム(eLTAX)

利用可能手続き：電子申告・電子納入(納入のみを行うことはできません。)

詳細につきましては、「地方税共同機構のホームページ」をご参照ください。

アドレスは次のとおりです。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

Q14 納税者(宿泊者)の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。

A14 市宿泊税では、納入申告書と月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類、保存しておくべき関係書類については、次のとおり定めています。

・ 帳簿(5年間保存)

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

(例 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、予約台帳等)

・ 書類(2年間保存)

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

※ 保存期間の始期は、市宿泊税条例に規定されておりますが、「宿泊税特別徴収義務者の手引」にも記載しておりますので御確認ください。

Q15 納税者や特別徴収義務者が支払わないとどうなりますか。

Q15- (1) 罰則はありますか。

A15- (1) 罰則については次のとおりです。

ア 帳簿等の保存義務に関する罰則について

罰則については条例に定められており、帳簿、書類の保存義務に違反した者につい

て、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。

(市宿泊税条例第20条) 【5-3参照】

イ 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合や宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合の罰則について

(ア) 宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合

地方税法上罰則が設けられております。(地方税法第733条の21第2項)

【5-3参照】

特別徴収義務者に科される罰則等については、市税をはじめ、県税においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

(イ) 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合

地方税法上罰則が設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、地方税法上、特別徴収義務者(宿泊事業者)が市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者(宿泊者)に求償する規定が地方税法に設けられています。

(地方税法第733条の15第2項、第3項) 【5-3参照】

\*\*\*\*\*

Q15- (2) 特別徴収義務者には罰則があるようですが、宿泊施設が宿泊税の事務手続きに協力的であっても、宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。

A15- (2) 地方税法上、納税義務者(宿泊者)が納税しなかった(宿泊税を支払わなかった)場合は、特別徴収義務者(宿泊事業者)が、市に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者(宿泊者)に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。(地方税法第733条の15第3項) 【5-3参照】

特別徴収義務者が、求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められておりますので、北九州市の窓口(課税第一課)にご相談等いただきながら、ご対応いただくこととなります。(地方税法第733条の15第4項)

このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、北九州市としましても広報により周知を行ってまいります。

令和2年2月上旬から、宿泊事業者様にポスター等の広報媒体を順次お配りしますので、宿泊事業者様におかれましても、宿泊者に対する周知御協力いただきますようお願いいたします。

Q16 徴収方法について教えてください。

Q16-（1） 宿泊税の徴収の仕方は決まっていますか。

宿泊料金をインターネットによるクレジット決済できるようにしていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。

A16-（1） 徴収方法については定めておりません。

（事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等）特別徴収義務者の皆様に、宿泊税を徴収しやすい方法を選択いただくこととなります。

\*\*\*\*\*

Q16-（2） 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。

A16-（2） 北九州市宿泊税条例において、旅行業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めておりますので、旅行代理店等から直接一括して市に納入していただくことはできません。

\*\*\*\*\*

Q16-（3） 宿泊者（招待客）と予約者（料金支払者）が別人である場合、宿泊者から直接徴収するのですか。予約者から徴収し、課税対象者は宿泊者ということですか。

A16-（3） 課税対象者は宿泊者ですが、予約者が、宿泊税を含めて料金を支払われた場合については、宿泊者からの徴収は不要です。

Q17 領収書について教えてください。

Q17-（1） 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。

また、表示が必要な場合は、どのように表示すべきでしょうか。  
指定の様式や、北九州市において領収書様式の販売予定はありますか。

A17-（1） 領収書等には、宿泊税の名称とその額を記載してください。

宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますので、御注意ください。

税の名称表示は北九州市が定めた表記で統一してください。

日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

指定の様式はございません。北九州市で領収書様式の販売予定もありません。

\*\*\*\*\*

Q17- (2) 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。

A17- (2) 印紙税の考え方については、国税庁のホームページや税務署において御確認ください。

Q18 宿泊税を徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する宿泊税報償金がありますか。

A18 北九州市では宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、宿泊税報償金の交付を予定しています。この報償金については、福岡県及び福岡市と同様の制度としており、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%、令和2年度から6年度までの間は、特例として3%を交付します。なお、令和2年度から6年度までの間は、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに0.5%を加算し、3.5%を交付します。

Q19 宿泊税報償金の受取方法はどのようになりますか。(R7.4.1 修正)

A19 交付対象期間(初年度は、令和2年5月納入分から9月納入分まで。例年は、前年の10月納入分から9月納入分まで。)に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者の皆さまに対し、「宿泊税報償金交付申請書兼請求書」(以下、「申請書兼請求書」)を発送します(10月下旬予定)。

そして、11月中旬までに「申請書兼請求書」のご提出をお願いいたします。(ただし、交付対象期間中の宿泊税が0円の施設については、「申請書兼請求書」の発送はありません。)

宿泊税報償金は、12月下旬にお振込みの予定です。入金額については、市から発送する「宿泊報償金交付決定通知書」をご確認ください。

Q20 宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。(R3.5.31 追加)

A20 市が特別徴収義務者に交付する宿泊税報償金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

Q21 会計システム上、1人で利用しても、領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。

A21 帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。

ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

Q22 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。

事業者が説明するときには使えるような広報物がありますか。

A22 宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納入いただくために、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや宿泊事業者が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットの作成など、宿泊税の周知を徹底してまいります。

なお、これらの広報物については、英語、中国語、韓国語等の多言語対応のものを作成しております。

広報素材は北九州市のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08801089.html>

※「北九州市 宿泊税 周知」でも検索できます。

Q23 リーフレット等の広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。

A23 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語、ネパール語、タイ語の最大12言語について作成しています。

Q24 ポスターやリーフレット等の配布時期はいつ頃になるのでしょうか。

A24 令和2年2月上旬からの配布しております。

Q25 宿泊事業者への具体的な事務等についての説明はいつ頃行われるのですか。

A25 令和元年11月18日（月）から、令和元年11月22日（金）にかけて、市内5か所において、制度の具体的な内容や特別徴収事務等に係る事業者の皆様に向けた説明会を行いました。

今後も質問等は随時受け付けておりますので、北九州市の窓口までご連絡ください。

【北九州市窓口】

北九州市財政・変革局税務部課税第一課（宿泊税担当）TEL:093-582-2821

Q26 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。

A26 まずは、多言語に対応したリーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。

なお、宿泊施設のフロント等で外国人観光客とのコミュニケーションに困った場合、福岡県が設置している「ふくおかよかとこコールセンター（092-687-4961）」にて年中無休24時間の多言語対応電話通訳サービスを行っておりますので、ご活用ください。



Q27 月計表について教えてください。

Q27-（1） 毎月宿泊した人数を月計表に記載して提出することになりますが、それはどのようにして確認するのですか。また、小さい宿泊事業者ですと、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。

A27-（1） 毎月申告いただく納入申告書と月計表の内容を確認します。

また、宿泊者数がゼロの場合でも、お手数ではございますが「ゼロ」の記載をお願いいたします。

ただし、その月において一人も課税対象となる宿泊者がいなくなった場合、納入申告書については「0円」で申告いただく必要がありますが、月計表は添付不要とします。

\*\*\*\*\*

Q27-（2） 月計表の課税対象外の記載方法を教えてください。課税対象外の欄に、添寝無料の方や日帰りの方は記載する必要があるのでしょうか。

A27-（2） 月計表の課税対象外欄には、宿泊者のうち、宿泊税の対象とならない方を記載いただくこととなりますので、添寝無料の方は記載が必要となりますが、日帰りの方は記載不要です。

Q28 申告納入が始まるまでのスケジュールを教えてください。

A28 令和2年4月1日の宿泊税課税開始に向けた、申告納入までの主な流れは以下のとおりです。

- ①北九州市から経営申告書を送付（令和元年12月下旬）
- ②事業者から北九州市へ経営申告書を提出（令和2年1月24日まで）
- ③北九州市から納入申告書等を送付（令和2年3月下旬）
- ④宿泊税の徴収開始（令和2年4月1日以降）
- ⑤宿泊税の申告納入（令和2年5月1日以降）

宿泊税の申告納入については、原則として1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに毎月申告納入を行っていただきます。

Q29 (申告納入期限の特例について) 申告納入は毎月行わなければなりませんか。(R2.10.1 修正)

A29 申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が北九州市に申請し、北九州市から承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、下表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

(特例の承認を受けた場合の申告納入期限)

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

※特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。承認申請書を提出していても、特例の適用開始月(上記表の「宿泊のあった月」)までは原則通り毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

※この特例を受けられる場合につきましては、要件がございますので、詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」17ページに記載しております点線枠内をご覧ください。

(例) 承認通知書に【令和2年10月分に係る申告から適用】と記載されている場合  
9月宿泊分(10月末申告納入期限) ⇒ 10月末日までに申告納入(原則どおり)  
10月宿泊分(11月末申告納入期限) ⇒ 12月末日までに申告納入(特例)

(※12月末日までに10、11月分(2か月分)を申告納入)

Q30 令和2年4月1日時点で、経営開始から1年が経過していません。この場合、申告納入期限の特例の適用は、まだ受けることはできないのですか。

A30 申告納入期限の特例の適用を受けたい場合は、申請書の提出が必要です。

その申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始されている必要がありますので、申請書を提出した時点で1年が経過していない場合は、特例を受けることができません。

Q31 納入について、毎月金融機関に出向いて納付書により納入する手間が、事務負担増加になると思いますが、何か簡易な納入ルールはないのですか。

A31 宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則毎月申告納入していただくこととしたものです。そのうえで、事務負担の軽減措置として、一定の要件を満たす場合には3か月ごとの申告納入を認める特例を設けています。

Q32 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を払った場合、旅行業者からの入金に1~3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。

A32 宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月末までに申告納入していただくことになります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月末までに申告及び納入をしていただきますようお願いいたします。

Q33 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。

A33 宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にご負担をお願いします。

Q34 宿泊税の課税を行う上で、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえませんか。

A34 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については下記の①、②で判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q35 ホームページなどで告知したいのですが、市が準備しているデータや素材はどこに掲載されていますか。

A35 北九州市ホームページでは、各宿泊事業者のホームページにおいて告知いただく、宿泊税制度の周知例文を掲載しておりますので、ご活用ください。また、令和2年1月下旬にポスター、リーフレット等の広報ツールも併せて市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードの上ご利用ください。

Q36 周知展開において交通広告等の掲載期間を教えてください。

A36 交通広告に関しては、令和2年2月から小倉・八幡・戸畑・門司営業所管内の路線バス、北九州エアポートバス、小倉駅前の大型ビジョンのCM及び北九州市主要駅（北九州モノレール駅含む）等で広告展開を行いました。

Q37 県外への宿泊税導入の告知はどの程度実施するのですか。

A37 OTA (Online Travel Agent インターネット上だけで取引を行う旅行会社) に対し、ネット予約段階において宿泊税導入の告知をお願いしており、掲載に向けた対応を頂ける予定です。また、本市ホームページで宿泊税導入のご案内を掲載しております。なお、県外におけるポスター掲示等の広報の予定はございません。

Q38 事務の簡素化マニュアルを作成いただけませんか。

A38 北九州市において、宿泊事業者向けに「宿泊税特別徴収事務の手引」をご準備しておりますが、各宿泊施設の事務は多種多様でございますので、事務を簡素化するためのマニュアルを作成することは難しいと考えております。  
御理解いただきますよう、お願いします。

Q39 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。

A39 所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。

## 5 その他（資料等）

### 5-1 北九州市内の保健所一覧（旅館業法所管部署）【2-22、4-2 関係】

機 関 名	TEL	所 在 地	管 轄 区 域 等
東部生活衛生課	093-522-8728	小倉北区馬借 1-7-1 (総合保健福祉センター)	門司区、小倉北区、小倉南区
西部生活衛生課	093-622-4614	八幡西区黒崎 3-15-3 (コムシティ 6 階)	若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区

### 5-2 宿泊税を納める金融機関等【4-8、4-10、4-11 関係】

#### 1 下記金融機関

※令和7年4月1日現在

区 分	取 扱 う 場 所
銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・広島・もみじ・伊予
信 用 金 庫	福岡ひびき・遠賀
そ の 他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合・朝銀西信用組合 ※朝銀西信用組合は北九州市内店舗に限ります。

#### 2 九州内（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行（郵便局）

#### 3 西京銀行の山口県内に所在する店舗

#### 4 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所

（閉庁日は利用できません。）

### 5-3 関係条文【4-15 関係】

#### 地方税法【抜粋】

（法定外目的税の特別徴収の手続）

第七百三十三条の十五 法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該法定外目的税の納期限までにその徴収すべき法定外目的税に係る課税標準額、税額その他当該地方団体の条例で定める事項を記載した納入申告書を地方団体の長に提出し、及びその納入金を当該地方団体に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち法定外目的税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、地方団体の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(平一法八七・追加)

(法定外目的税の脱税等に関する罪)

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為によつて法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定によつて徴収して納入すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(平一法八七・追加、平二三法八三・一部改正)

北九州市宿泊税条例 (帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第16条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかつた者

(3) 第16条第2項の規定により作成すべき書類について正当な理由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第16条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかつた者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。